



広島県報

定期
第13号

発行者 広島県
発行所 広島県総務部
総務管理局文書法制室
購読料 月額 2,700円

目次

漁業災害補償法の規定による漁獲共済義務加入申込みに対する同意	(漁業調整室)	一
建設業法の規定による建設業者の許可の取消し	(建設産業室)	一
都市計画の変更(二件)	(都市企画室)	二
公 告		
特定非営利活動法人の認証申請	(文化・県民協働室)	二
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出	(地域産業振興室)	二
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(")	三
土地改良事業の工事の完了	(広島地域事務所)	四
公安委員会告示		
遊技機の型式の検定の告示		四
正 誤		
平成十九年二月八日付け広島県報(定期)第十号中目次の訂正	(文書法制室)	五

告 示

広島県告示第六十号
 漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)第八十五条第五項において準用する同法
 第一百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について、同意が
 あつたものと認めた。

平成十九年二月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

区	域	区	分
小型合併漁業安芸津区域 (安芸津漁業協同組合の地区)		総トン数十トン未満の漁船により主としてたこつ ぽを使用して営む漁業	

広島県告示第六十一号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定によつて、次のとおり建設
 業者の許可を取り消した。

平成十九年二月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 処分をした年月日
平成十九年二月十三日
- 二 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
有限会社エムケーホーム
広島市安佐北区落合南四丁目三二番一七号
代表取締役 三浦 賢治
- 三 被処分者の許可番号
広島県知事許可(般 一六)第三二六九八号
- 四 処分の内容
建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となつた事実
被処分者の代表取締役は、道路交通法違反及び公務執行妨害により、広島地方裁判所
から懲役一年六月執行猶予三年の判決を受け、平成十八年二月十五日にその刑が確定
した。

このことが、建設業法第二十九条第一項第二号に該当する。

広島県告示第六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定によって、広島圏都市計画道路一・四・〇〇五号海田八本松線を変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定によって、同法第十四条第一項に規定する図書は、広島県都市部都市事業局都市企画室において縦覧に供する。

平成十九年二月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県告示第六十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定によって、東広島都市計画道路 一・四・二号海田八本松線を変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定によって、同法第十四条第一項に規定する図書は、広島県都市部都市事業局都市企画室において縦覧に供する。

平成十九年二月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定によって、次のとおり特定非営利活動法人認証申請があった。

平成十九年二月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人SPORIT CLUB NICE	代表者 岡本 真	主たる所在地 広島県福山市船町六二〇	定款に記載された目的 この法人は、主に広島県民、福山市及び近郊在住の住民に対して、スポーツ活動を通じて子ども健全育成及び地域のコミュニケーションづくりに関する事業を行い、地域コミュニティと子ども健全育成に寄与することを目的とする。	申請のあった年月日 平成一九年二月五日
特定非営利活動法人音戸町あゆみ作業所	森島 彰	広島県呉市音戸町南隠渡一丁目一一番一六号	この法人は、全ての障害者に対して、地域活動支援センターに関する事業を行い、社会に寄与することを目的とする。	平成一九年二月六日

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定によって、大規模小売店舗の新設の届出があった。

平成十九年二月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

1 名称

スーパードラッグコスモス新涯店

2 所在地

福山市新涯町二丁目九五番外

二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

1 大規模小売店舗を設置する者

名称 ダイワロイアル株式会社 代表取締役 越智 壯

住所 東京都台東区上野七丁目一四番四号

2 小売業を行う者

名称 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃

住所 広島県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号

三 大規模小売店舗の新設をする日

平成十九年十月六日

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千四百五十九・一平方メートル

五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- 1 駐車場の収容台数
六十六台
- 2 駐輪場の収容台数
四十二台
- 3 荷さばき施設の面積
五十・四平方メートル
- 4 廃棄物等の保管施設の容量
十一・二立方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前十時、閉店時刻 午後九時三十分
 - 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前九時三十分から午後十時まで
 - 3 駐車場の自動車の出入口の数
二箇所
 - 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後十時まで
- 七 届出年月日
平成十九年二月五日
- 八 届出等の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
 - 1 縦覧場所
広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室（広島市中区基町一〇番五二号）（平成十九年三月三十一日まで）
福山市経済環境局経済部商工課（福山市東桜町三番五号）
 - 2 縦覧期間
平成十九年二月十九日から平成十九年六月十九日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。
 - 3 縦覧のできる時間帯
午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで
- 九 意見書の提出
法第八条第二項に基づき、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から四月以内に、県に対し、次のとおり意見書を提出することができる。
- 1 提出期限

- 2 提出先
平成十九年六月十九日
広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室（平成十九年三月三十一日まで）
福山市経済環境局経済部商工課（平成十九年四月一日から）
- 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定によって、大規模小売店舗の変更の届出があった。
平成十九年二月十九日
広島県知事 藤 田 雄 山
- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 1 名称
コジマNEW福山店
 - 2 所在地
福山市明神町二丁目一五 五〇
- 二 変更した事項
大規模小売店舗の名称
（変更前）（仮称）コジマNEW福山店
（変更後）コジマNEW福山店
- 三 変更の日
平成十九年二月三日
- 四 変更する理由
正式名称が決定したため
- 五 届出年月日
平成十九年二月八日
- 六 届出等の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
 - 1 縦覧場所
広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室（広島市中区基町一〇番五二号）（平成十九年三月三十一日まで）
福山市経済環境局経済部商工課（福山市東桜町三番五号）
 - 2 縦覧期間
平成十九年二月十九日から平成十九年六月十九日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。
 - 3 縦覧のできる時間帯
午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

七 意見書の提出

法第八条第二項に基づき、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から四月以内に、県に対し、次のとおり意見書を提出することができぬ。

- 1 提出期限
平成十九年六月十九日
- 2 提出先

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室（平成十九年三月三十一日まで）
福山市経済環境局経済部商工課（平成十九年四月一日から）

次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、届出があつた。

平成十九年十二月十九日

広島地域事務所長 山 本 敏 昭

事業主体	地区名	事業名	完了年月日
広島県	中井原	区画整理事業	平成一七年三月三〇日

公安委員会告示

広島県公安委員会告示第16号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第6条に定める技術上の規格に適合していると認められるので、規則第9条第1項の規定により告示する。

平成19年 2月19日

広島県公安委員会
委員長 高 須 司 登

検定番号	検定の有効期間	遊技機の種類	型式名	申請者名(住所)	製造業者名(住所)
6S1330	告示の日(平成19年2月19日)から3年間	回胴式遊技機	ヒカリアキ シヨウキ	株式会社 パリテック 代表取締役 中野 純弘 (大阪府大阪市北区本庄 東一丁目1番10号)	左 同
6S1388	同上	同上	セブンポ ンバーA	同上	左 同
6P1266	同上	ぱちんこ遊 技機	CR超総 合体SPW	株式会社 サンセイアー ルランド 代表取締役 梅村 義孝 (愛知県名古屋市中区丸 の内二丁目11番13号)	左 同
6S1282	同上	回胴式遊技 機	ケモノッ チー	サニー株式会社 通 代表取締役 片本 三 丁目1番1号サンジヤイ ン60)	左 同
6P1462	同上	ぱちんこ遊 技機	CRスーパー 海物語 MINIF 語M T F	株式会社 三洋物産 要 代表取締役 倉屋 千穂 (愛知県名古屋市中区 今池三丁目9番21号)	左 同
6P1307	同上	同上	CRスー パー海物 語INAD	同上	左 同
6S1237	同上	回胴式遊技 機	ダンス ン2	株式会社 アリストクラ ー トテクノロジーズ 吉松 俊 代表取締役 千代田 区東 (東京都千代田区東神田 二丁目5番12号)	左 同
6S1295	同上	同上	スターシ ナイ	同上	左 同
6P1475	同上	ぱちんこ遊 技機	CR龍神 王W	エルボン工業 株式会社 代表取締役 岸 勇夫 (愛知県春日井市桃山町 一丁目127番地)	左 同
7P0010	同上	同上	CR龍神 王A	同上	左 同

7P0019	同上	同上	CR74- 81-007 M.F.-T	株式会社 三共 代表取締役 壽島 秀行 (群馬県桐生市境野町六 丁目460番地)	左 回
6P1483	同上	同上	CR74- 81-007 S.F.-T	同上	左 回
6S1350	同上	同上	ガオガオ 機	同上	左 回

正

誤

平成十九年二月八日付け広島県報 (定期) 第十号に登載の目次の一部を次のように訂正する。

総務部総務管理局文書法制室長

ページ	段	行	誤	正
一	上	一	広島県立もみの木森林公園管理規則	広島県立もみのき森林公園管理規則